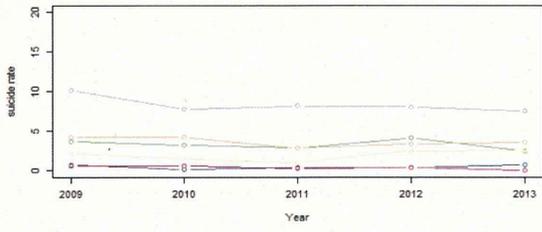
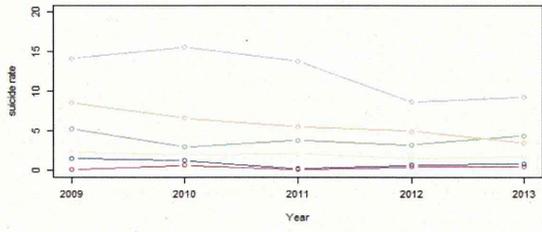


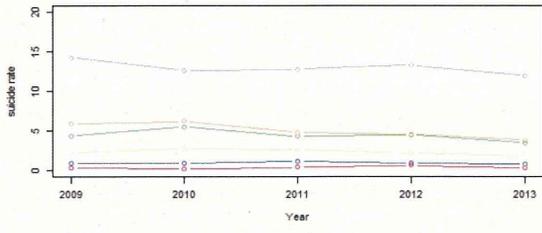
福井



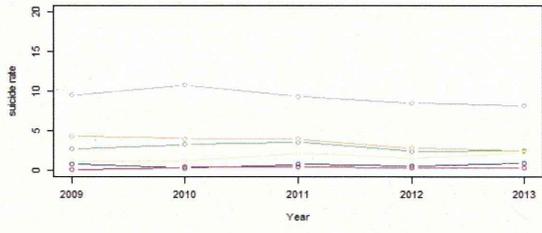
山梨



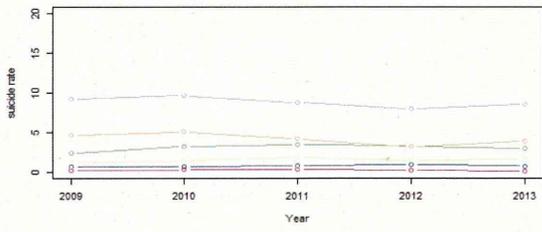
長野



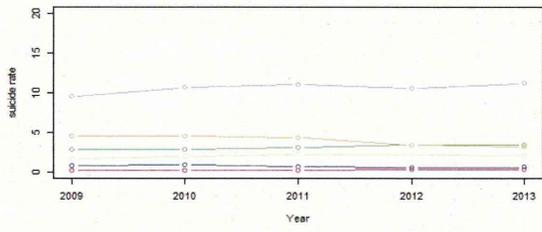
岐阜



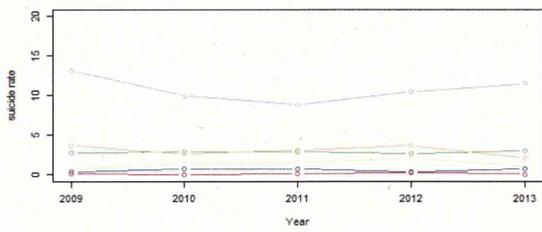
静岡



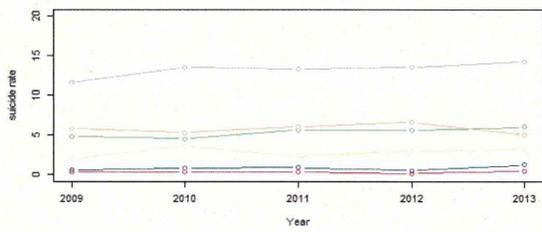
愛知



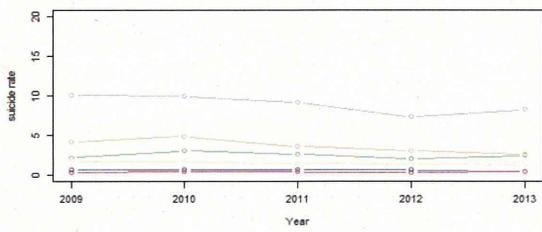
三重



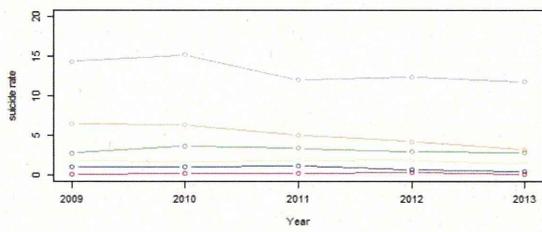
滋賀



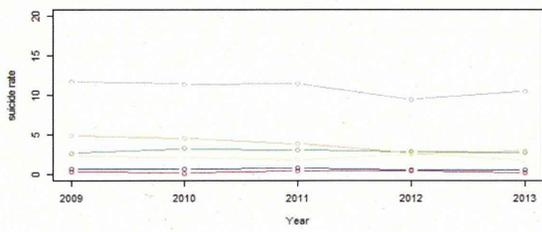
京都



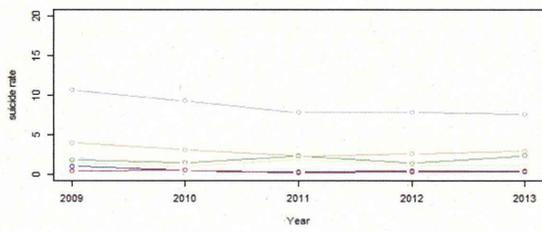
大阪

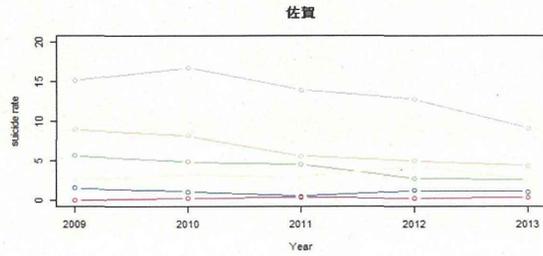
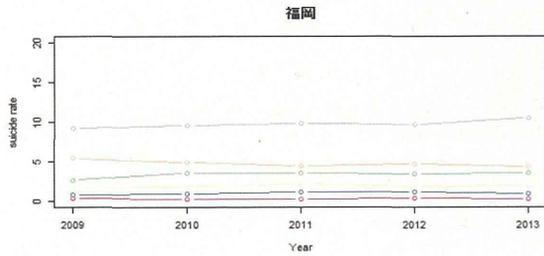
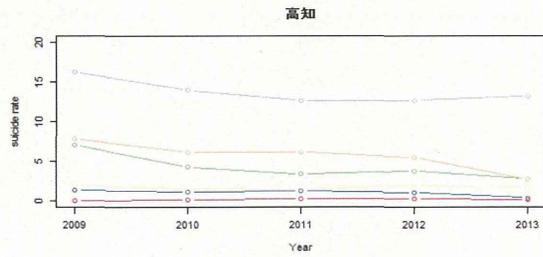
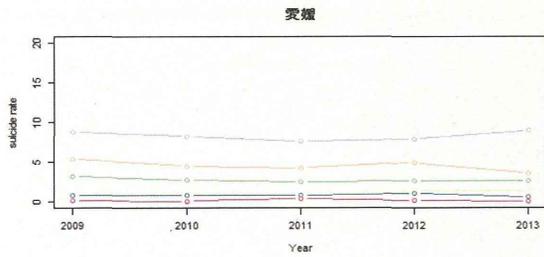
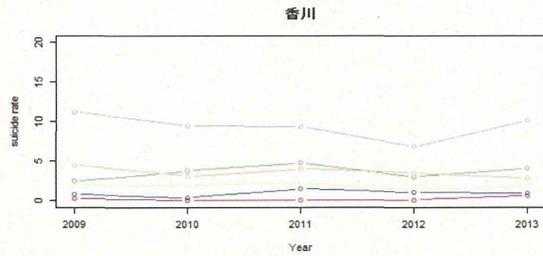
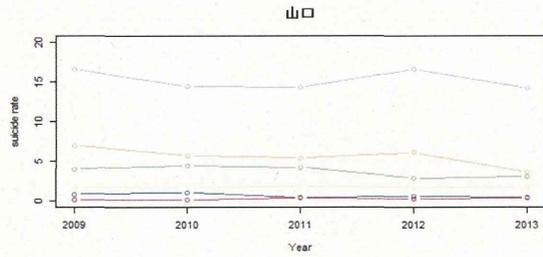
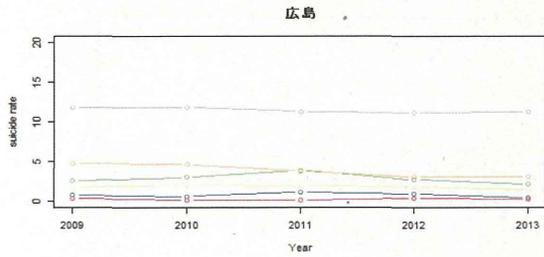
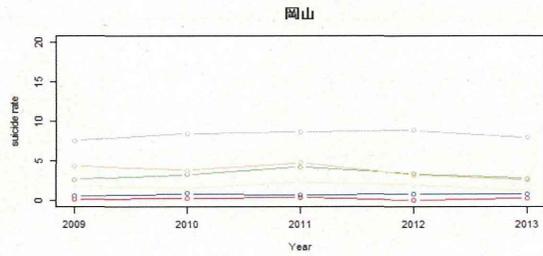
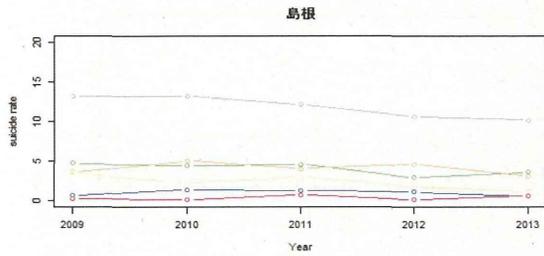
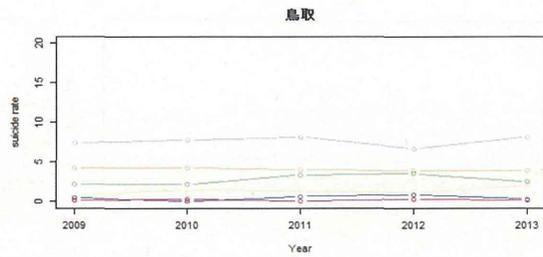
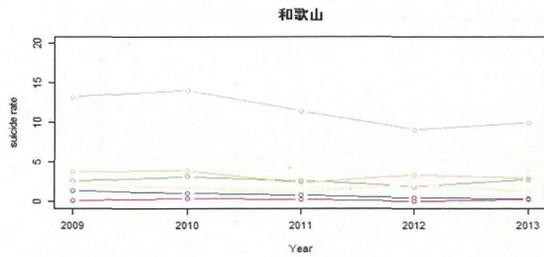


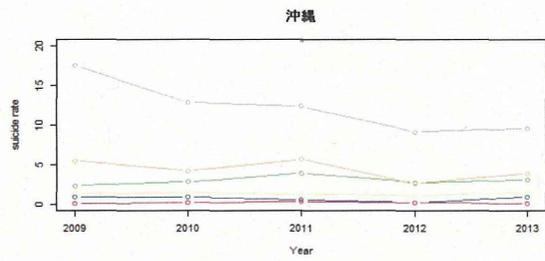
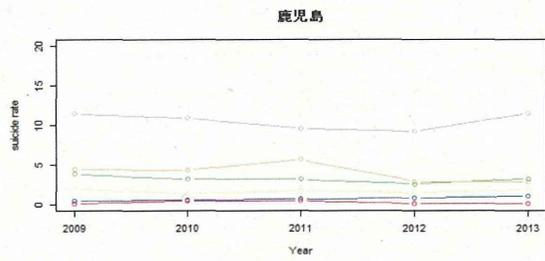
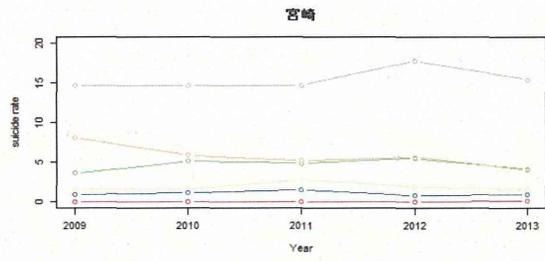
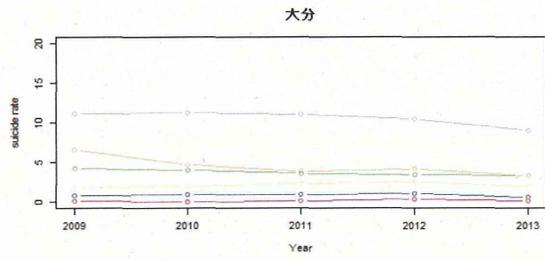
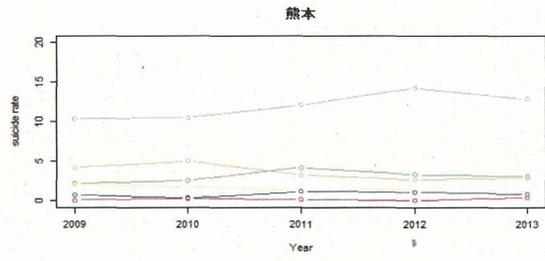
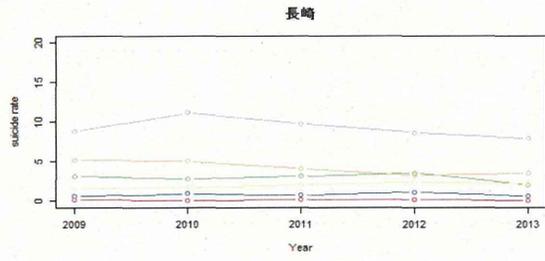
兵庫



奈良







## 参考文献

- [1] 吳文聡、理論統計学：訂正、富山房（1895）
- [2] 吳文聡、自殺統計、統計実話、pp. 24-36、丸善（1899）
- [3] 大阪市社会部調査課、1章家族的疾患 8節自殺、本市に於ける社会病、pp. 41-47、  
大阪市社会部報告第 121 号（1930）
- [4] 安倍磯雄、失業問題、時事問題講座 11、日本評論社（1929）
- [5] 小南又一郎、土屋栄吉、飲酒と犯罪及び禁酒、自然科学叢書 2、日本評論社（1930）
- [6] 井口孝親、自殺の社会学的研究、東京清和書店（1934）
- [7] 内閣府、自殺の統計、<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/toukei/>
- [8] 自殺予防総合対策センター、自殺対策のための自殺死亡の地域統計 1973-2009、  
<http://ikiru.ncnp.go.jp/ikiru-hp/genjo/toukei/>
- [9] 久保田貴文、椿広計、原因・動機別自殺者の経時推移とその地域特徴について、新領域融合  
研究プロジェクト冬合宿 2014、ポスターセッション、（2014a）
- [10] 久保田貴文、椿広計（2014b）、原因・動機別自殺者の経時推移とその地域特徴について、  
第 4 回自殺リスクに関する研究会、口頭発表、（2014a）

#### 4. 社会設計のための方法論

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)  
分担研究報告書

自殺防止に関する法的対応の検討

研究分担者 川端 博 明治大学法科大学院

研究要旨

【目的】自殺防止に関する法的対応の課題を明らかにする。

【方法】自殺立法の現状と分析、これまでの法制度の問題点などの抽出。

【結論】自殺対策と法教育の充実、自殺の遠因の探求と法的措置、相談窓口の拡大などの法律が実効性を持つための提言を行った。

A. 目的

本研究では、自殺対策基本法やこれまでの法制度の分析を通じて、自殺防止に関して今後必要な法的対応を明らかにする。

B. C. 方法と考察

1. 自殺対策基本法の周知徹底と  
施策実現

近時、自殺予防が重大な社会問題となるに至っている(澤田康幸・上田路子・松林哲也『自殺のない社会』[2013年]3-5頁、15頁以下)。そこで、自殺予防を直接、目的とする法制度の整備が喫緊の課題として浮上してきた。それを推進する市民運動も展開され、自殺防止に関する立法が要請されるようになってきたのである。それを受けて「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)が制定され、自殺予防と法制度は新たな段階を迎えたといえる(自殺対策基本法の制定の経緯や運用の実態については、澤田・上田・松林・前掲書162頁以下参照)。

本法は、その名称からも分かる通り、「基本法」の形で制定されている。「基本法の一般的内容は、特定分野の施策の理念・基本的事項や国・地方公共団体等の関係者の責務を宣言するにとどまるものが多く、理念は、法律本則中のみならず、前文を付して詳細に述べられるものが相当ある」とされる(大森政輔

「内閣立法と議員立法」大森政輔・鎌田薫編『立法学講義』[2006年]50-51頁)。本法においては理念は、法律本則中に規定されている。基本法が議員立法によることが多い理由は、次の点にあるとされる。すなわち、「処理すべき懸案の山積する今日、この種の立法のうち、行政施策の遂行上不可欠とまではいえないものについては、行政府の手が回りきらない面があり、内閣提出に至らないことが多い。この間隙を埋めるものとして、国会による行政監督ともいうべき権能の行使の一手法として、特定の行政分野に関する基本法が議員立法によって相次いで制定された」というのである(大森・前掲51頁)。「国会による行政監督ともいうべき権能」は、民主主義の観点からは、きわめて重要な意義を有する。なぜならば、国民主権の下における主権者たる国民の意思を反映する国権の最高機関たる国会が、行政機関の施策の実施・遂行などを監視・督促することによって、民意に即した実践が可能となるからである。自殺防止の施策に関しても、その権能の重要性は高いのであり、本基本法の規定の中にもその権能を実現する制度が盛り込まれている。

「自殺対策基本法」は、3章から構成されている。すなわち、第1章総則(第1条から第10条まで)、第2章基本的施策(第11条から第19条まで)、第3章自殺総合対策会議(第20条から第21条まで)から成る。自殺

対策基本法は、本法の目的を第1条において、「この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、他方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と規定している。これは、「基本理念」を明確に定め、「国、地方公共団体等の支援」を明らかにし、「自殺対策の基本となる事項を定めること」などによって、「自殺対策を総合的に推進」して、「自殺の防止を図り」、「自殺者の親族等に対する支援の充実を図」ることを目的として掲げるものである。本法がこのような総合的施策を明示したことの意義はきわめて大きい。なぜならば、社会問題として重視されるようになってきた自殺対策について、実定法化されその実現が法的に保障されたことになるからである。

本法第2条は、「基本理念」として、次のように規定している。すなわち、「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相

互の密接な連携の下に実施されなければならない。」とされているのである。

まず第1項において、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなくて、「社会的な要因」をも考慮に入れて、自殺対策が「社会的な取組」として実施されるべきことが要求されている。自殺が個人的問題にとどまらず社会的要因を包含する社会的問題であることを看過することなく、適切に自殺対策が講じられるべきことを明らかにしている点は、きわめて重要である。第2項においては、自殺対策は、「単に精神保健的観点」からだけではなくて、「自殺の実態に即して」実施されるべきことが要求されている。「自殺の実態」を無視した施策は、實際上、無意味である。自殺対策は、自殺の実態に即して実施されてはじめて、その実効性を確保できるのである。第3項において、自殺対策は、①自殺の事前予防、②自殺発生の危機への対応、③自殺が発生した後または自殺未遂後の事後対応の各段階に応じた「効果的な施策」として実施されるべきであるとされる。自殺には、①自殺行為前、②行為時、③行為後の3つの段階がある。自殺対策も、それぞれの段階に応じた①事前対応、②自殺発生の危機への対応及び③事後対応が必要となる。その際、各段階にとって最も有効適切な施策が実施されなければならない。本項は、そのことを明らかにしたものである。そして第4項は、自殺対策が、国、地方公共団体などの関係する者の「相互の密接な連携の下に」実施されるべきことを要求している。自殺対策は、多数の機関が関与してなされるが、いわゆる縦割行政によりそれぞれ管轄が異なるため、バラバラに実施されるおそれがある。それがバラバラに実施されると、実効性が損なわれる。そこで、各機関の相互密接な連携が要請されるのである。

第3条は、「国の責務」として、「国は、前条の基本理念（次条において『基本理念』という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定して

いる。これは、自殺対策の総合的策定とその実施を国の「責務」として明定し、国の取り組みを義務づけるものである。

第4条は、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定している。これは、地方公共団体に、自殺対策について①国との協力義務および②当該地域の状況に応じた施策の策定・実施義務を課するものである。これによって地域の特性に対応した肌理の細かい対策が要求されることになる。

第5条は、「事業主の責務」として、「事業主は、国及び地方公共団体を実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定している。5条及び6条は、国及び地方公共団体と同様、条文の見出しは、事業主の「責務」及び国民の「責務」となっているが、本文は「～よう努めるものとする」と表現されている。これは、努力目標を提示するものといえる。5条は、事業主が①国及び地方公共団体の自殺対策への協力、②雇用労働者の「心の健康の保持を図るための必要な措置」を講ずるように努めることを要請するものである。

第6条は、「国民の責務」として、「国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。」と規定している。これは、国民に対して、「自殺対策の重要性」に対する「関心と理解を深める」ことを要請するものである。

第7条は、「名誉及び生活の平穏への配慮」に関して「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定している。自殺の原因等については複雑な要因があり、自殺者・自殺未遂者・その親族等のプライバシーに深く関わっている。自殺対策の実施に

際して、これらの者の名誉・プライバシーなどが不当に侵害されてはならない。本条は、このことを明言している。

第8条は、政府による「施策の大綱」の決定について、「政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。」と規定している。これは、政府が推進すべき「自殺対策の指針」としての「基本的かつ総合的な自殺対策の大綱」の決定を政府に対して義務づけるものである。政府が決定した「自殺対策の大綱」を指針にして自殺対策が有効適切に実施されることが望まれる。

第9条は、「法制上の措置等」について、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」と規定している。これは、本法の目的を達成するために必要な「法制上又は財政上の措置その他の措置」を講ずべき義務を政府に課するものである。法制上の措置及び財政上の措置は、自殺対策にとって非常に重要であるから、本条に特に例示されている。

第10条は、国会に対する政府の「年次報告」に関して、「政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。」と規定している。これは、毎年、「自殺の概要」と政府が講じた「自殺対策の実施状況」に関する「報告書」を国会に提出すべき義務を定めたものである。当該「報告書」の審査は、「国令による行政監督」権能の行使であるから、厳密になされるべきである。

第11条は、基本的施策の1つとして、国及び地方公共団体による「調査研究の推進等」について、「国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。2 国は、前項の施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。」と規定している。これは、国及び地方

公共団体に対して、自殺予防に関して、①調査研究の推進、②情報の収集・整理・分析及び提供を行うことを要求するものである。そして、国に対しては、これらの施策の効果的かつ効率的な実施に資するための体制整備を要求している。

第12条は、国及び公共団体に対して、「国民の理解の増進」のために、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。これは、教育活動や広報活動などによって自殺の防止等に関する国民の理解を深めさせ、国民規模による自殺防止等を図るための施策を要求するものである。

第13条は、「人材の確保等」について、「国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。自殺の防止等の充実に当たっては、優秀な人材が必要であり、人材の確保・養成・資質の向上が必要不可欠であるから、そのための施策が要請されるのである。

第14条は、「心の健康の保持に係る体制の整備」について、「国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。」と規定して、国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずべきことを要求している。その内容は抽象的であるが、より具体化していく必要があるといえる。

第15条は、「医療提供体制の整備」に関して、「国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診察を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、

救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。これは、自殺のおそれのある者に精神科医の診療を受けやすくするなど、の施策を国及び地方公共団体に要求するものである。

第16条は、「自殺発生回避のための体制の整備等」について、「国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。ここにおいては、自殺をする危険性の高い者の早期発見・自殺発生の回避のための施策を講ずることが国及び地方公共団体に義務づけられている。

第17条は、「自殺未遂者に対する支援」に関して、「国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。自殺未遂者は、精神的に重大なショックを受けており、再度自殺を行うことを防止するための支援はきわめて重要であり、そのための適切な施策が要求されるのである。

第18条は、「自殺者の親族等に対する支援」について、「国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。自殺者・自殺未遂者の親族等は精神的に重大なショックを受けていることが多いので、深刻な心理的影響を緩和するためのケアが必要である。そのための施策が要求されることになり、本条はそのことを明らかにしている。

第19条は、「民間団体の活動に対する支援」について、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。これは、国及び地方公共団体

に民間団体に対する支援を要求するものである。

第3章は、組織に関する規定から成り、「自殺総合対策会議」の設置と所掌事務や組織が規定されている。これらについては、条文上、明白であるから、格別コメントの必要はない。

## 2. 自殺と法制度

従来、わが国の法制度は、自殺予防に関して何ら規定して来なかった。わずかに刑法が自殺関与罪を規定していたにとどまるのである。すなわち、刑法 202 条は、「人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役または禁錮に処する」と規定しているのである。本条の前段が自殺関与罪の規定であり、後段は同意殺人罪の規定である。自殺関与罪は、他人に自殺することを「教唆」する行為と自殺を決意している他人が自殺することを「幫助」する行為を処罰するものである。

かつて欧米においては、自殺は宗教上の理由から「罪」とされ実定法である刑法上も「犯罪」とされたことがある。わが国は、西欧法を継受するに当たって、自殺自体を犯罪とすることなく、自殺に関与する行為を犯罪として規定したのである。すなわち、旧刑法は、「自殺ニ関スル罪」として第 320 条において「人ヲ教唆シテ自殺セシメ又ハ囑託ヲ受ケテ自殺ノ為メニ手ヲ下シタル者ハ6月以上3年以下ノ軽禁錮ニ処シ10円以上50円以下ノ罰金ヲ附加ス其他自殺ノ補助ヲ為シタル者ハ一等ヲ減ス」と規定し、第 321 条において「自己ノ利ヲ図リ人ヲ教唆シテ自殺セシメタル者ハ重懲役ニ処ス」と規定したのである。自殺関与罪の規定は、自殺行為それ自体を防止するために設けられたものではない。つまり、自殺予防を直接、目的としているわけではないのである。これは、他人の「自殺」行為に関与する行為を処罰することによって、「間接的に」自殺を抑止する機能を有するものであ

る。したがって、その限度でこれからも自殺予防に対して、一定の意義を有することになる。その意味において、自殺関与罪の固有の問題点を検討しておくことは、有益であるので、刑法解釈論上の問題について述べておくことにする。

わが国の刑法上、自殺は犯罪ではなく、不可罰とされている。自殺を不可罰とする理由に関して、学説は、次のように分かれている。すなわち、①自殺者は自己の生命に対する処分権を有するから、自殺は違法でないとする違法性阻却・放任行為説、②自殺は違法であるが、可罰的違法性が阻却されるとする可罰的違法性阻却説、③自殺は違法であるが、期待可能性が欠けるので責任が阻却されるとする責任阻却説が、主張されている。②説及び③説は、自殺を違法とするが、自殺を違法とする根拠につき、2つの学説がある。第1説は、生命に関する罪は、個人の生命を保護法益とするだけでなく、国家的・社会的法益をも同時に法益とするので、個人は自己の生命に対する処分権を有しないとする。第2説は、生命についてはそれを処分する自己決定権を有しないので、違法であるとする。

自殺の不可罰性の根拠について、次のように解するのが妥当である。すなわち、生命に対する罪が、同時に超個人的法益をも保護しているとする論拠は、他殺のばあいについては不要であり、自殺の不可罰根拠を説明するために一般論としてこれを展開するのは本末転倒である。また、生命は、自己決定権の基礎をなすものであり、その基礎はいかなるばあいにも自ら処分できない至高の価値をもつとするのであれば、その刑罰による保護をも根拠づけることになるはずである。生命の放棄についても、自己決定権がまったく否定されるわけではない。自殺は、自己の法益の処分行為であるから違法でないと解すべきである。

生命はあらゆる価値の根源であるから、その生命の処分である自殺が本人の意思に基づいていても、他人が自殺に関与することは生

命の保護にとって有害であるとして、刑法はそれを違法としているのである。

前述のとおり、自殺自体は犯罪でないので、刑法上、狭義の共犯（教唆犯・幫助犯）は正犯の存在を前提とすると解する判例・通説の立場（共犯従属性説）の見地からは、自殺の「教唆」または「幫助」は、刑法総則における「共犯」として把握することはできず、独立の犯罪類型として捉えられなければならないことになる。自殺が不可罰であるにもかかわらず、自殺関与行為が処罰される根拠及び法定刑が軽減されていることの根拠の問題については、違法性阻却説によれば、自殺は適法であるから、これに関与する行為も不可罰とするのが理論的に一貫しているといえる。しかし、生命という重大な法益の自己処分については、刑法がパターンリズムの見地から介入し他人の関与を排除することには十分な合理性がある。さらに、自殺防止という社会的観点からも、自殺関与行為を処罰することによって自殺の防止に役立つ合理性がみとめられることになる。そして普通殺人罪の法定刑よりも法定刑が軽減されている理由は、被害者の同意による法益性の減少に求められる。

自殺関与罪の行為は、教唆または幫助して自殺させることである。「教唆」とは、自殺の意思のない者に、故意に基づいて自殺の意思を生じさせ、自殺を行わせることをいう。その方法の如何を問わない。明示的方法だけでなく、暗示的方法でもよい。妻の不貞を邪推した夫が、妻の自殺を予見しながら、これに対して直接・間接の暴行・脅迫を繰り返した結果、ついに妻が自殺したばあいには、自殺教唆罪が成立する（広島高判昭 29・6・30 高刑集 7 卷 6 号 944 頁）。

「幫助」とは、すでに自殺を決意している者に対して、自殺行為に援助を与えて自殺を容易に遂行させることをいう。たとえば、自殺の方法を教えたり、自殺の用具を提供したりする行為が幫助に当たる。死後、家族の面倒をみてやるというような精神的幫助もこれに含まれる。合意に基づく同死、すなわち「心

中」の 1 人が生き残ったばあいについて、自殺幫助罪が成立する（大判大 15・12・3 刑集 5 卷 558 頁）。偽装心中についても、教唆の方法・手段は、自殺の意思を起こさせるに足りるものであればよいので、本罪の成否が問題となる。それが意思決定の自由を奪う程度の方法・手段であるばあいには、殺人罪の間接正犯となる。

なお、自殺と殺人とがどのような関係にあるのか、という問題は、古くから多くの犯罪学者によって研究されてきているが、いまだ結論が出ていないとされる（影山任佐『テキストブック殺人学・プロファイリングの基礎』[1999 年]39 頁）。殺人が自殺と結び付くよく知られた例として「母子無理心中」があり、特にうつ状態で母親が自殺を決意し、愛する子供を道連れに無理心中を図る例が少ない（影山・前掲書 41 頁）。いわゆる「一家心中」も無理心中にほかならず、殺人と自殺が結びついている。

前述のように自殺関与罪は、刑法上、規定されているが、判例としてはその数は多くない。おそらく刑事事件として立件される例が必ずしも多くないためであると考えられる。しかし、自殺予防の観点からは、今後、積極的に立件し判例が積み重ねられていくようにすることが望まれる。その意味において、最近、警視庁が自殺教唆の疑いで大学生を逮捕したのは注目に値する。その事案は、男子学生が交際中の女子学生に携帯電話の無料通話アプリ「LINE」を使って、「お願いだから死んでくれ」、「手首切るより飛び降りれば死ぬるじゃん」とメール数通を送信し、その女子学生をマンションから飛び降り自殺させた疑いにより自殺教唆容疑で逮捕されたというものである（2014 年 2 月 21 日付「朝日新聞」・「読売新聞」夕刊東京版）。

刑法上の問題が自殺の遠因となる場合がある。すなわち、「いじめ」問題が自殺の遠因となると解される場合に、その「いじめ」行為自体が刑法上の犯罪を構成することが多いのである。社会問題としていじめが取り上げら

れるが、しかし、その実体の中核が「犯罪行為」である場合には、刑事事件として処理する必要がある。つまり、刑事事件として立件することによって、その行為が許されない犯罪行為であることを社会的に広く知らしめる必要性が存在するのである。その場合に問題となる犯罪類型として、暴行罪、傷害罪、恐喝罪、強盗傷人罪、強要罪やネット使用による名誉棄損罪・侮辱罪等がある。これらの罪についても積極的な立件によって自殺予防の効果の実現を図るべきである。

## D. 結論

### 3. 自殺対策と法教育の充実

いかに優れた法律があっても、それが市民に理解され支持を得るものでなければ、遵守されず実効性を有しないものとなる。したがって、法律が実効性を持つためには、その理念・内容が市民に周知される必要がある。そこで、日常生活においてその法律が有する意義や機能等に関する一定の教育が必要となる。学校教育において、近時、重視されているのが、「法教育」である。国際的観点から見ても、わが国の義務教育の普及及びその内容の充実は優れていると解されている。その義務教育における社会科の内容の一環として自殺に関する社会的意義について触れていくようにすることが重要な意義を有することになる。前述のとおり、自殺防止に関して「自殺対策基本法」が存在するが、その理念や内容、さらに自殺に関する社会的意義等については、法教育において充実した授業を実施することが望まれる。

### 4. 自殺の遠因の探求と法的措置

自殺の原因については、社会科学や自然科学の諸分野から研究が深められているところである。それによって原因の究明が進展しており、その除去が自殺防止となっている。直接の原因とはされていないが、法律問題が遠

因となっている場合が少なくない。自殺防止にとってその遠因の解消は重要である。そこで、その法律問題を明らかにするように努める必要がある。

民事関係の法律問題を苦にして自殺に至る場合が少なくない。例えば、多重債務を抱えた者が苛烈な債務取立てに精神的に追い詰められて自殺せざるを得なくなることもある。この場合、弁護士による法的な支援があったとすれば、法的に救済されて自殺に至らなかったであろうと考えられる事案も存在するのである。現在、日本弁護士会において、法律相談等から自殺の遠因となる法律問題を包含する事案を解明して自殺予防に取り組んでいるようである。これは、全国の地方公共団体においても、法律相談の窓口で取り扱う法律問題について自殺防止の観点から取り組むべきことを検討する必要があるといえる。

### 5. 相談窓口の拡大と周知徹底

前述のとおり、法律問題が自殺の遠因となることがある。そのような自殺の遠因となっている法律問題は、潜在的な場合が多く、役所や弁護士事務所・弁護士会等の相談窓口で顕在化することが多いので、相談窓口を各種機関において積極的に拡充する方策を進めて行く必要がある。さらにそういう窓口があり、どういう内容の相談が受けられるか等について、広報活動や法教育等において推進されるべきである。

平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金(厚生労働科学特別研究事業)  
分担研究報告書

リスク情報システム科学よりの自殺防止

研究分担者 鈴木 和幸 電気通信大学大学院情報理工学研究科

研究要旨

【目的】自殺未然防止を目指したシステムのアプローチを明らかにする。

【方法】自殺のようにその影響が大きい事象へは未然防止が鍵を握る。未然防止の鍵は“予測”にある[3]。我々は、一般に、“予測できないこと”は防げない。将来、生じうるトラブル現象を何らかの方法で予測しうるならば、①この発生の原因を取り除く、②原因の兆候を検出する、あるいは、③影響を防止・緩和する、ことが可能であろう。それでは具体的にはどのように予測すればよいか。“予測”のために帰納的アプローチと演繹的アプローチの2つの考え方を示す。

【結論】機能と演繹の両アプローチを“システムのアプローチ”によって融合・包括し、自殺の未然防止を目指すことができる。

A. 研究目的

1. はじめに

一般に、“予測できないことは防げない”。生じうる好ましくない“絞り込まれた事象”を何らかの方法で予測しうるならば、この発生を防ぐ、あるいはその兆候を検出し、影響を防止・緩和することが可能となろう。あるいはトラブルに追い込まれるメカニズムがわかれば、逆にその防止も可能となろう。

モノづくりの分野においては、問題(トラブル)の9割は、そのトラブルが事前に予測し得なかったために生じているという。そのトラブルが事前に予測し得たとき、それを防げなかったのは5%にすぎない、とも言われている。この視点から眺めれば、以下の三点が大切である。

- (i) 予測すること
- (ii) その事象の発生メカニズムを探り、原因への防止策を実施すること
- (iii) 予測とその防止策により未然防止をなしえたとき、その成功体験を皆が共有すること

本章では、上記のトラブル予測と未然防止に対し、帰納的アプローチと演繹的アプローチ、そしてこの両者を統合するシステムのアプローチを考える。前者は、過去に生じたトラブルより、現場・現物・現実の三現の視点よりこれを一般化・抽象化し、情報共有を行い、現時点から先のトラブルの未然防止を図ろうとするものである。個別への演繹的アプローチは、普遍的な原理・原則・病理から個々の事象を推論し、個別の予測により未然防止を図ろうとするものである。この両者を統合するシステムのアプローチは“目的”から出発し、帰納的アプローチと演繹的アプローチの両者を統合しトラブルの予測を行い、未然防止を図るものである。

B. 研究方法

2. 予測に基づく未然防止

以上の予測へのアプローチとして次の4項目を考える。

- A1 組織を超えたトラブル情報の共有による未然防止
- A2 PDCAの徹底による未然防止
- A3 インシデント情報の活用による未然防止
- A4 原理・原則・病理に基づく未然防止

## 2.1 組織を超えたトラブル情報の共有による未然防止

自殺をはじめとするトラブルの発生経緯（以下、“プロセス”と呼ぶ）を考察し、これを類型化し、パターンとして分類すれば、

- a) 過去において生じたもの
- b) 過去において生じていないものに分かれる。b)はさらに
  - b1) 個人としては生じていない
  - b2) その個人の属する集団・組織としては生じていない
  - b3) 一つの業界・業種としては生じていない
  - b4) 業界・業種・国の枠を越えて生じていない

パターン、に分かれよう。このとき大半のトラブルパターンは、a) と b1)～b3) に分類される。このパターンを含め、トラブルを如何に組織として共有し将来への財産にするか、これが大切である。勿論、自殺以外の事象に関する一般論としてb4) も存在するが、まずは a) とb1)～b3) を考え、これらへの対処が終わった後に、b4) を考えればよい。

従って a) ならびに b1)～b3) の情報を収集し、部門を越えて個々人と社会の英知・技術を結集し、トラブルの発生パターンとそのメカニズムを究明し、これらすべてを共有し、  
 “発生防止”  
 “発見”  
 “影響緩和”

の三側面への対処を行う。

大切なことは、個々人のトラブルパターンと成功体験を如何に組織・社会全体の財産にするかである。このために事実に基づき、し

っかりと分析がなされ、プロセスがパターン化され、未然防止へ向けて、過去のトラブルと成功事例のデータベース（以下、DBと略）が構築されているか。そして活かされたものとなり、次項のPDCAが回されているかが大切である。

## 2.2 PDCAの徹底による未然防止

過去に生じた個々のトラブルのマイクロな視点からの原因分析とこれに基づく再発防止を、その仕組み・体系のマクロなレベルまでさかのぼって行うことにより、また、これによる未然防止の徹底を組織・社会全体で行うことにより、将来生じうる同一の、あるいは類似のパターンの多くへの対処が可能であろう。また、是非とも対処しなければならない。基本はマイクロな視点からの解析と、これに基づくPDCA、そしてマクロなレベルでの社会の体系と仕組みの構築である。

PDCAのP(Plan)は目的と標準よりなる。ここで“標準”とは、

### I. 基準

- i) 就業時間規定、労働衛生管理基準
  - ii) 介護保険評価基準、生活保護基準
  - iii) 自殺対策基本法
- などの定量的尺度や基準を定めたもの

### II. 基準を達成するためのプロセスの確立

[組織・社会におけるシステムの構築とその未然防止プロセスの策定]

よりなる。この標準に個々人ならびに社会全体の英知・経験・データの蓄積を図り、これを共有し、PDCAを回すことが肝要である。

## 2.3 インシデント情報の活用による未然防止

労働災害において同一原因より生じる結果は、死亡：骨折：かすり傷＝1：29：300（件）というハインリッヒの法則に従うという報告がある。これは、自殺防止においても同様である。重大事象が生じる前の数々のヒヤリハット・かすり傷に相当するインシデント情報を感度良く収集し、この中から重大事象の兆候をいち早く感知する態勢の構築が必須である。重大な兆候へは迅速なアクションをとらねばならない。

例) 薬物依存、摂食障害、妄想

## 2.4 原理・原則・病理に基づく未然防止

普遍的な原理・原則・病理に基づき、どのような環境・条件下においてどのようなトラブルが生じるかは、多くの場合、予測しえよう。即ち、

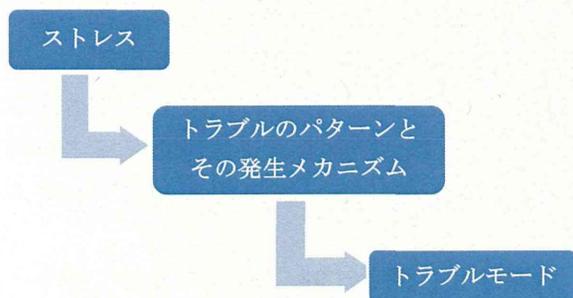


図1. トラブルのパターンとその発生メカニズム

図1に示すパターンとメカニズムを暗黙知から形式知とし、この情報を家族・組織・社会が共有・活用しうる“組織知”にしなければならない。ただし、モノづくりの場合と異なり、人間の場合は個人差がある。また、複数のストレスによる相乗効果（相互作用）にも気を付けなければならない。

## 3. システム的アプローチと7つの視点

### 3.1 トラブル予測への7つの視点

モノづくりの分野においては、はじめに①目的を如何に設定し、どのような機能によりその目的を果たすか、②どのようなアイテム（アイテムとは対象とするシステム、ユニット、部品などの総称、例えばガソリン自動車、電気自動車など）により、その機能を実現するかが検討される。次に、この機能を果たすために開発・設計が行われる。即ち、③機能達成メカニズムの探求である。この機能達成の過程において、④発熱や応力などの内部ストレス、および環境条件等による外部ストレスが加わり、物理的・化学的・金属学的変化が生じて故障に至る。この過程は⑤故障メカニズムと呼ばれ、外部より観測しうる故障の形態を⑥-1“故障モード”と言う。これが⑥-2“トップ事象モード”に至り、重大事故や故障を引き起こし、⑦-1人への影響・被害が生じる。また、⑦-2環境への影響も配慮する必要がある。さらに⑦-3機能・性能への影響も考慮しなければならない。即ち、

①目的・機能→②アイテム→③機能達成メカニズム→④ストレス→⑤故障メカニズム→⑥-1故障モード→⑥-2 トップ事象モード→⑦人・環境・機能・性能への影響

のプロセスに着目し、科学的原理原則に基づいてどのようなトラブルが生じるかを予測し、未然防止を図ることが重要である（図2参照）。

以上のシステム的アプローチを自殺防止にあてはめれば、図3に示す7つの視点を得る。即ち、

- ①目的（人間としての幸せな生活を送る）
- ②インプット（家庭、職場、友人）
- ③情報処理モデル（知覚・認知・判断・実行）
- ④ストレス（生活苦、いじめ、健康問題）

- ⑤トラブルのメカニズム（気持ちの落ち込み）
- ⑥-1 トラブルモード（薬物、アルコール依存、睡眠薬多量摂取、摂食障害）
- ⑥-2 トップ事象モード(重度のうつ)
- ⑦影響・危害（自死、自殺企図、自殺念慮）

本章では特にこれらの内、トラブルモードとトップ事象モードに着目する。

### 3.2 トラブルモードへの着目

モノづくりの分野において“故障モード”とはJIS Z8115-2000では「故障状態の形式による分類。例えば断線、短絡、折損、摩耗、特性の劣化など」と定義されている。ここでモードとはmeasureから由来した言葉で、測定しうるもの、測れるものを示す。すなわち、観測可能な故障の形態である。

一般家庭の水道配管において観測可能な故障の形態は、破断、亀裂、変形、詰まりである。これらは、水道配管にとどまらず、都市ガスのパイプ、人間の血管、そして人と人とのコミュニケーションの“パイプ”に対しても同様であり、“パイプ”という（帰納的に）一般化された“モノ”に対しては上記の4点を考えれば良い。逆に人間の脳の血管に対しては、“パイプ”の“詰まり”より、“脳の血管”の“詰まり”が導かれる。このように、製品・システムの構成要素中の好ましくない現象あるいは事象をできるだけ多くの構成要素に対し、そのトラブル事象を容易に予測しうるように汎用化し、抽象化・一般化をはかったものを故障モードと定義する。

故障モードをモノづくり分野ではなく一般化すれば、“トラブルモード”となる。自殺防止においては人と人とのコミュニケーションパイプの“詰まり”、“破断”、また、薬物、アルコール依存、睡眠薬多量摂取、摂食障害などが挙げられよう。

このようなトラブルモードをデータベース(DB)にたくわえ、これを“組織知”として活用することにより、予測を為し得、これにより重点指向が可能となる。

### 3.3 トップ事象モードへの着目

現在運用中のシステム・プラントにおいて、現時点より先において、決して起こしてはならぬ事象は何であろうか。また、現在開発中の製品・システムにおいて、絶対防がなければならぬ事象は何であろうか。例えば、航空機であれば墜落、船舶であれば転覆、車輛であれば横転などが思いつく。しかし、航空機の墜落は、“全エンジン停止”、“制御不能”などのいずれによるかでその要因と対策は異なる。そこで本章では、絶対生じてはならぬ重大事故・重大危害発生シーケンスに着目し、これらの事故・危害に至る直前の事象で、これを出来るだけ多くのシステム・製品・構造物等に適用しうるよう汎用化し、発生防止策とともに、影響防止策を為すべき事象（先の例では“全エンジン停止”、“制御不能”など）を“トップ事象モード”と呼ぶ[3]。

自殺防止においては“重度のうつ”がトップ事象モードにあたる。この状態に、家族の不和・孤立などのコミュニケーションパイプの“詰まり”が生じたとき、自死・自殺企図・自殺念慮に陥りやすい。

## 4. 危険因子（ハザード）

黒田勲先生（早稲田大学教授、日本ヒューマンファクター研究所初代所長、故人）は、安全に関し次のように語られている；

「安全はこの世には存在しない。存在するのは“危険因子(ハザード)”とそれが顕在化した“危険(リスク)”だけである。潜在する危険因子を顕在化しないように努力し続けた結果、何事も起こらなかった状態を安全と

いう。この努力を一瞬でも怠れば危険は事故という形で顕在化する。」

ここでハザードとはJIS Z 8051;2004では「危害の潜在的な源」と定義されているが、本章ではトラブル未然防止の視点より、今一步踏み込んで「危害を与える可能性のあるもの、または危害・損害をもたらす潜在的状態・要因、またはそのシナリオ」と定めることにする[1]。ハザードとはJIS Z 8051;2004では「危害の潜在的な源」と定義されているが、それではいかに危険因子を未然に防止すればよいか。本章では、危険因子（ハザード）の存在として、図3の①～⑤に着目する。これを簡略化すれば、図3を基に図4の流れを考えることとなる。

## C. 考察

### 5. 自殺実態白書 2008 [第二版] に基づく解析

自殺実態白書 2008 [第二版] [4]には、「自殺実態1000人調査」が記されている。

本調査の概要を下記に示す：

- 自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策の立案・実施につなげることから学ぶことで、同じような形で自殺に追い込まれていく人を一人でも減らすこと
- 実施機関NPO法人ライフリンク、ならびに東京大学経済学部SOS(Studies on Suicide)プロジェクト
- 調査期間2007年7月～2008年6月（継続中）
- 調査者ライフリンク専従スタッフ及び自死遺族支援に関わってきた各地のスタッフ（本調査についての研修を受けた者のみ）
- 調査方法面接による聞き取り調査（平均聞き取り時間：2時間30分）

図5に2004～06年の3年間の職業別自殺者のパレート図を示す。この3年間に97,032名の命が失われている。図において、無職者は就業経験ありとなしに分かれる。これらの区分ごとに自殺へといたったプロセスの例を以下に示す。これらは文献[4]に基づくものであり、さらに詳しい分析に関しては[4]を参照頂きたい。

#### 【無職者（就業経験あり）】

- ①身体疾患→休職→失業→生活苦→多重債務→うつ病→自殺
- ②連帯保証債務→倒産→離婚の悩み＋将来生活への不安→自殺

#### 【無職者（就業経験なし）】

- ①子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ病→自殺
- ②DV→うつ病＋離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺

#### 【被雇用者】

- ①配置転換→過労＋職場の人間関係→うつ病→自殺
- ②昇進→過労→仕事の失敗→職場の人間関係→自殺

#### 【自営者】

- ①事業不振→生活苦→多重債務→うつ病→自殺
- ②介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患＋うつ病→自殺

#### 【学生】

- ①いじめ→学業不振＋学内の人間関係(教師と)→進路の悩み→自殺
- ②親子間の不和→ひきこもり→うつ病→将来生活への不安→自殺

これらに基づき、作成したものが、図3である。また、以上を基に、プロセスのパターン化も可能と思われる。この種の分析と研究を行う必要がある。

## D. 結論

### 6. マクロな仕組み・体系の構築

前節までの議論と分析を基に、自殺防止へのスキームを図6に示す。

1) まずは家庭・職場・社会において、全ての人が“主役”とならなければならない。そして、現場において、

- A. 自殺への未然防止活動
- B. トラブルモード（薬物依存・摂食障害）とトップ事象モード（重度のうつ）への迅速・適切対応
- C. トラブルモードとトップ事象モードへの再発防止活動

が為されなければならない。そして、これらの活動を

2) 組織：

従業員全てが主役となる文化の創成、職場・家族との良好なコミュニケーション

3) システム：

就業規定、安全衛生管理規定などの自殺防止への仕組みとプロセスの構築

4) 社会・行政：

生活保護、介護保険、NPOライフリンクなどの社会行政の積極的な関与

が重要であり、これらの支えが自殺防止に必須である。

## 7. おわりに

本章では、リスク情報システム科学の視点より自殺防止に関し、論じてきた。特に、今後の研究と実践において、

- 個々のケースについての自死、自殺企図、自殺念慮へのプロセス・パターンの究明
- 上記パターンの組織・社会としての情報共有
- 上記の分析と情報に基づく組織・社会という系全体におけるPDCAと、マクロなレベルでの社会の体系と仕組みの構築

へ向けて、データに基づき検討し、一人でも多くの人間を救うべく、行政をも巻き込んだ活動が必須である。

図2. トラブル予測への7つの視点

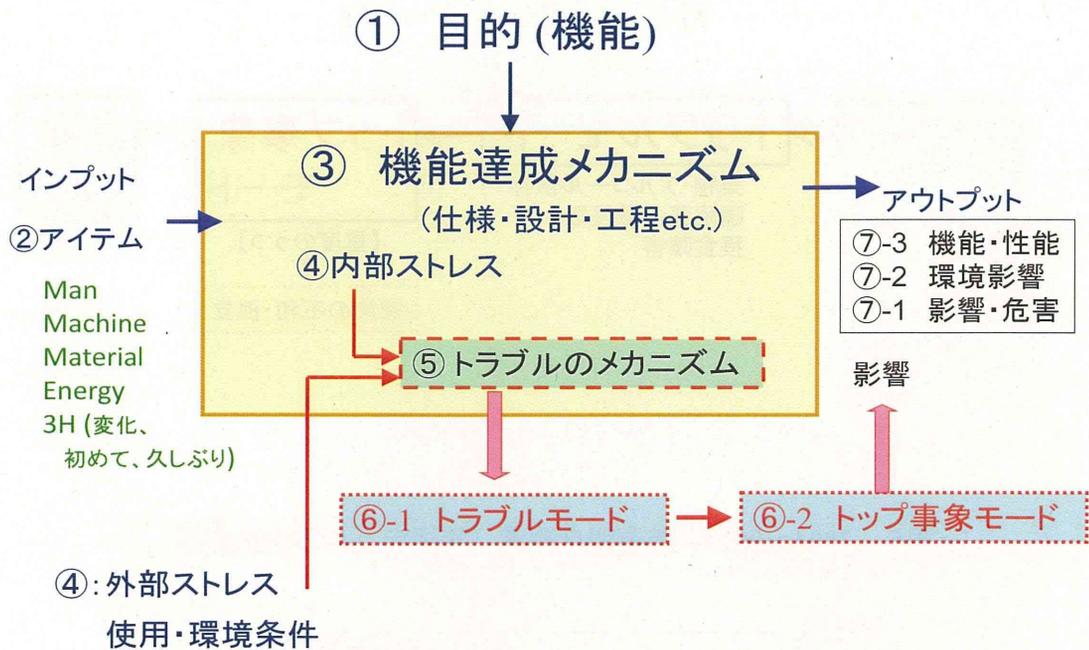


図3. 自殺防止の視点

①~⑦の予測の視点から、自殺を未然に防ぐためのリスク予防モデル

